

## 家屋の改造や解体に伴う水道課への届出のお願い

家屋の改造、解体または外構工事などにより、給水装置（お客様の家に配管されている水道管）が破損する漏水事故などのトラブルを防ぐため、それらの工事に伴い、**給水装置（下記 一般図参照）の改造や撤去を行う場合は、安来市指定給水装置工事事業者を通じて、事前に給水装置工事申請が必要**です。

### 【工事を行う前に】

➤敷地内に上水道が引き込みされているのか、または使用中なのかを、土地や建物の所有者など工事を依頼した方に確認し、引き込みされている場合は、**給水装置の配管位置を必ず確認**してください。

※給水装置の所有者でなければ、原則、水道課で所有する宅内配管図は閲覧できませんので、施工業者の方が閲覧するには、「給水装置工事閲覧申請書」が必要となります。

➤工事などにより、**既存の給水装置を改造・撤去する場合は、安来市指定給水装置工事事業者に相談**してください。

➤また、既存の給水装置を改造・撤去しないが、**安全のために止水しておく場合は、止水栓やメーターボックスを現地で確認し、止水栓が正常に機能するのか確認**をしてください。

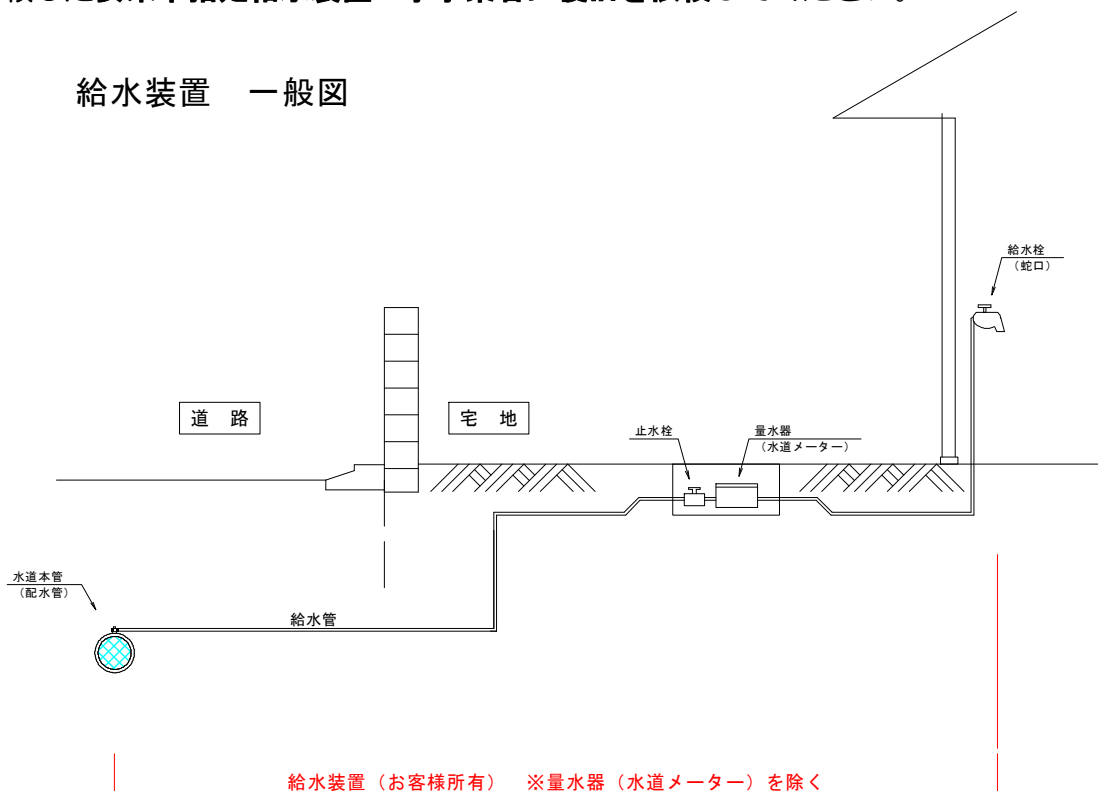
### 【施行当日】

➤作業員に給水装置の位置を確認させると共に、破損することがないように**慎重に施工**してください。

➤宅内配管は、浅いところに埋設されている場合があるので注意してください。

### 【給水装置が破損した場合】

➤誤って給水装置を破損させた場合は、**速やかに水道課へ連絡**をすると共に、工事を依頼した安来市指定給水装置工事事業者に復旧を依頼してください。



## 申請フローチャート

給水装置（一般図）に係る改造・撤去の計画



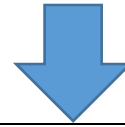
安来市指定給水工事事業者へ工事依頼（施主と指定工事事業者との契約です）

※指定給水工事事業者は安来市HPの一覧をご参照ください。



給水装置工事申請書の提出

※申請受理から承認まで、約 1 週間程度掛かります。



申請承認後、改造・撤去工事の着手



改造・撤去工事の完了



給水装置工事精算書の提出

お問い合わせ先

安来市水道工務課（伯太庁舎）

住所：安来市伯太町東母里 580 番地

電話：0854-23-2021